

災 害 時 に お け る 被 災 動 物
の 救 護 活 動 に 関 す る 協 定 書

平 成 2 8 年 3 月 1 1 日

大 分 県

大 分 県 獣 医 師 会

大分県（以下「甲」という。）と公益社団法人大分県獣医師会（以下「乙」という。）は、大分県内または隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護活動を実施し、被災動物やその飼育者に対し必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大分県地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協定に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走・放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において動物の救護等が必要であると認めるときは、乙に対し動物の救護等に係る協力の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、その他の業務に優先して協力を努めるものとする。

3 第1項の規定による要請を行う場合は、原則として次の事項を明らかにして文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリなどで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（1）活動の内容

（2）活動を行う場所

（3）活動を行う日時

（4）全各号に掲げるものの他、必要な事項

（活動の履行）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動の実施に努めるものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（協力の内容）

第5条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

（1）負傷した被災動物への応急手当および被災動物の健康管理（健康相談を含む）に関すること。

（2）被災動物の保護、収容及び管理に関すること。

（3）被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。

（4）施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により第3条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（緊急要請）

第7条 第3条第1項の規定による協力の要請について、やむを得ない事由により、甲から乙に対する連絡がとれない場合には、甲は、直接乙の会員に対し当該要請をすることができる。

2 前項の要請については、前4条の規定を準用する。

(活動の終了)

第8条 乙は活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、原則として甲に活動に要する経費の負担を求めないものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は大分県生活環境部食品安全・衛生課長、乙は公益社団法人大分県獣医師会会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 甲と乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月11日

甲 大分県大分市大手町三丁目1番1号
大分県知事 広瀬 勝貞

乙 大分県大分市西新地1丁目2番29号
大分県獣医師会会長 麻生 哲

災害時における被災動物の救護活動に関する協定実施細目

(趣旨)

- 第1条 この実施細目は、災害時における被災動物の救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。
- 2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(応急手当および健康管理の範囲等)

- 第2条 協定第5条第1号に規定する甲が要請する応急手当の対象疾病は、災害に起因する外傷及び心因性疾患等とする。また、健康管理の対象動物は、動物救護施設に保護された被災動物とし、乙は必要に応じて視診、聴診、触診などの健康診断や伝染病予防ワクチンの接種または駆虫薬の投与等を行うものとする。

(要請手続)

- 第3条 協定第3条第1項に規定する甲から乙への要請は、協力要請書（第1号様式）により行うものとする。

(報告書)

- 第4条 協定第6条に規定する実施状況の報告は、業務実績報告書（第2号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等により行うこととし、対応が可能となった後、速やかに文書を提出するものとする。

(通知)

- 第5条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により支援協力できる会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

公益社団法人

大分県獣医師会会長 殿

大 分 県 知 事

協 力 要 請 書（第 報）

災害時における被災動物の救護活動に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担当者の連絡先 電話、FAX等	所 属	-----	
	職・氏名	-----	
による要請日	連 絡 先	電話	FAX
		MAIL	
	年	月	日 () 時 分頃
要請の理由			
要請の内容	<input type="checkbox"/> 負傷した被災動物への応急手当および被災動物の健康管理（健康相談を含む）に関すること。 <input type="checkbox"/> 被災動物の保護、収容及び管理に関すること。 <input type="checkbox"/> 被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。 <input type="checkbox"/> 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること。		
活動の場所			
活動期間	年	月	日 ~ 年 月 日
備 考			

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

大 分 県 知 事 殿

公益社団法人
大分県獣医師会会長

業 務 実 績 報 告 書

災害時における被災動物の救護活動に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請依頼日時 および番号	年 月 日 () 時 分頃 (第 報)
活動内容	
従事者氏名	別添名簿のとおり
活動の場所	
活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
報告担当者	氏 名 : 連絡先電話 : FAX : MAIL :
備 考	

